平成２９年６月９日

関係各高等学校長　様
関 係 各 機 関 長 様

関東地区情報技術教育研究会
会　長　　高　　幹　　明
（東京都立杉並工業高等学校長）

会費納入について（通知）

関東地区情報技術教育研究会平成２９年度会費を下記のとおり納入いただきますようお願い申し上げます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1　関東地区情報技術教育研究会　平成２９年度会費　年額２，０００円

2　納入方法　　口座振込　（振込手数料はご負担ください。）
なお、７月３１日までに振込をお願いします。

3　振替口座　　芝信用金庫 上井草支店

金融機関コード：１３１９
支 店 名：上井草支店
店 番 号：０１７
口座番号：普通預金 0033129
口座名義：関東地区情報技術教育研究会 会長 高 幹明
（ｶﾝﾄｳﾁｸｼﾞﾖｳﾎｳｷﾞｼﾞﾕﾂｷﾖｳｲｸｹﾝｷﾕｳｶｲ ｶｲﾁﾖｳ ｺｳ ｶﾝﾐﾖﾝ）

4　問い合せ先（関情研事務局）
御不明な点は事務局まで御連絡ください。
なお，学校・機関名以外で振込等を希望する場合は，事前に御連絡ください。

関東地区情報技術教育研究会 事務局
東京都立杉並工業高等学校　小杉　哲也
〒167-0023　東京都杉並区上井草 4-13-31
TEL 03-3394-2471　Fax 03-3394-6299
E-mail：Tetsuya_Kosugi@member.metro.tokyo.jp
kosugi.thunderbirds@gmail.com

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

請　求　書

関東地区情報技術教育研究会

会　長　　高　　幹　　明

（東京都立杉並工業高等学校長）

金　２，０００円也

但し、関東地区情報技術教育研究会平成２９年度会費として
上記金額を請求いたします。

1　関東地区情報技術教育研究会会則

第 1 条　本会は、関東地区情報技術教育研究会と称する。本会の事務局は原則として会長の学校内におく。

第 2 条　本会は、地区の工業高等学校等における情報技術教育の振興と会員の資質向上を目ざし、相互の連絡と親睦をはかることを目的とする。

第 3 条　本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

(1) 情報技術教育に関する教育課程、教育内容、指導法の研究
(2) 施設・設備についての研究およびその充実について相互協力
(3) 講習会、研究会、見学会などの開催
(4) 会報、研究資料、その他の発行
(5) その他本会の目的達成に必要な事項

第 4 条　本会の会員は、全国情報技術教育研究会会員を原則とし、関東地区１都７県の会員をもって組織する。

第 5 条　本会に次の役員を置く。その任期は２年とし、再任はさまたげない。補欠による役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(1) 会　長　　1　名　　(2) 副会長　　若干名　　(3) 理　事　　若干名
(4) 監　事　　2　名　　(5) 幹　事　　若干名

第 6 条　役員は、会員の中から次の方法で選出する。

(1) 会長および副会長は理事会において選出し、総会の承認を得る。
(2) 理事は下表により各都県から選出し、総会に報告する。

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	合計
理事の数	1	1	1	2	1	2	2	1	11

(3) 監事は総会において選出する。
(4) 幹事は会長が委嘱する。

第 7 条　役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
(3) 理事は理事会を構成し、事業計画・予算・決算など重要事項の立案ならびに事業の執行にあたる。
(4) 監事は、本会の事業ならびに会計を監査する。
(5) 幹事は、会務の処理にあたる。

第 8 条　本会に顧問をおく事ができる。顧問は、本会に特別の関係のあるものの中から、理事で推薦したものについて会長がこれを委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じる。

第 9 条　総会においては、次の事項を審査、協議する。

(1) 事業および予算の審議、決算の承認　(2) 役員の承認
(3) 会則の変更　(4) その他必要と認められる事項

第１０条　理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第１１条　本会の会計年度は、４月１日から始まり翌年３月 31 日に終わる。

第１２条　本会の経費は、会費ならびに全国情報技術教育研究会より本会に配られる研究費、寄付金およびその他をあてる。会費は会員の所属する学校ごとに、年間 2,000 円とする。

附　則
・本会則は、昭和 53 年７月４日から実施する。
・本会則に第８条を挿入、昭和 56 年６月 26 日実施。
・本会則に第３条 (4)を挿入、第 12 条を改正、昭和 57 年６月 30 日実施。
・本会則第１条、昭和 59 年６月 28 日実施。
・本会則第 12 条、平成２年６月 26 日改正、平成３年４月１日実施。
・本会則第１条、第２条、第４条を改正、平成７年７月７日実施。
・本会則第６条(2)を改正、平成９年６月 27 日実施。